

鳥羽市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年4月4日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

記

監 査 の 種 類	平成27年度 定期監査	
監 査 実 施 期 間	平成27年7月3日～8月7日	
結 果 区 分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
教育委員会 学校教育課	<b>契約手続の適正化について</b> 外国語指導助手業務委託の変更契約において、消費税率改定分の計算を誤って契約を締結しており、後日、金額を訂正する際、変更手続にかかる書類等を作成せずに、契約書を差し替えていた。適正な契約事務処理を徹底されたい。	指摘の件につきましては、契約締結時のチェックが不十分だったことと、契約書の差替え手続きにおいて適切な処理をしていなかったことの二つのミスが重なったものであります。 今後はこのようなミスが起きないように設計書等の検算チェックを徹底するとともに会計規則及び契約規則に則した事務処理を行います。